（その１）

収支報告書

平成27 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　せいかつのとうとやまもとたろうとなかまたちとうきょうとさんぎいんせんきょくだい０１そうしぶ

1 政治団体の名称　生活の党と山本太郎となかまたち東京都参議院選挙区第１総支部

2 主たる事務所の所在地　東京都世田谷区桜[illegible]－８－１－４０２

3 代表者の氏名　山本　太郎

4 会計責任者の氏名　湯川　憲比古

事務担当者の氏名　後藤　一輝

（電話）　090-4693-5881

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　山本　太郎
公職の種類（現職・候補者の別）　参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）
公職の種類（現職・候補者の別）
公職の候補者の氏名（３人目）
公職の種類（現職・候補者の別）

訂正号
28.12.7
東京都選挙管理委員会事務局

受付	審査	確認
	／	
消込	パンチ	照合
済		

6953号
28.5.26
東京都選挙管理委員会事務局

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成27年4月16日　から
平成27年12月31日　まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

009640

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	17,335,951
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	17,335,951
支　出　総　額	7,300,000
翌年への繰越額	10,035,951

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	35,831	
合　計　（ア ＋ イ）	35,831	

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金　額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備　考
生活の党と山本太郎となかまたち本部	2,000,000	H27/4/21	東京都千代田区麹町4-5-6　麹町森永ビル4F	
生活の党と山本太郎となかまたち本部	4,000,000	H27/6/25	東京都千代田区麹町4-5-6　麹町森永ビル4F	
生活の党と山本太郎となかまたち本部	3,000,000	H27/8/3	東京都千代田区麹町4-5-6　麹町森永ビル4F	
生活の党と山本太郎となかまたち本部	2,000,000	H27/10/22	東京都千代田区麹町4-5-6　麹町森永ビル4F	
生活の党と山本太郎となかまたち本部	3,000,000	H27/12/21	東京都千代田区麹町4-5-6　麹町森永ビル4F	
生活の党と山本太郎となかまたち本部	3,300,000	H27/12/22	東京都千代田区麹町4-5-6　麹町森永ビル4F	
この頁の小計	17,300,000			
合　計	17,300,000			

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	120	
合　　計	120	

（その９）

(9) 政党匿名寄附の内訳			
政党匿名寄附を受けた場所	金　　額	年　月　日	備　　考
東京都新宿区西新宿１丁目１－３街頭	1,700	H27/6/25	
東京都新宿区西新宿１丁目１－３街頭	11,744	H27/7/14	
東京都千代田区神田美土代町３－２ 神田アベビルTKP神田ビジネスセンター	10,700	H27/10/31	
広島県広島市中区紙屋町２丁目２ 洋服の青山紙屋町店前	11,687	H27/11/12	
この頁の小計	35,831		

（その９）

(9) 政党匿名寄附の内訳			
政党匿名寄附を受けた場所	金　　額	年　月　日	備　　考
この頁の小計	0		
合　　計	35,831		

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支 出 の 総 括 表

項　　目	金　　額	備　　考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経　常　経　費			
(1) 人　件　費			
(2) 光　熱　水　費			
(3) 備　品　・　消　耗　品　費			
(4) 事　務　所　費			
小　　計	0	0	
2 政　治　活　動　費			
(1) 組　織　活　動　費	0		
(2) 選　挙　関　係　費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣　伝　事　業　費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調　査　研　究　費	0		
(5) 寄　附　・　交　付　金	7,300,000		
(6) そ　の　他　の　経　費	0		
小　　計	7,300,000	0	
合　　計	7,300,000		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
				寄附	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附	4,000,000	H27/6/26	新党ひとりひとり	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館302号室	
寄附	3,300,000	H27/12/22	新党ひとりひとり	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館302号室	
この頁の小計	7,300,000				
その他の支出					
合計	7,300,000				

（その17）

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年　5月　25日

政治団体の名称　生活の党と山本太郎となかまたち東京都参議院選挙区第１総支部

会計責任者の氏名　湯川　憲比古

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

平成 28 年 5 月 23 日

生活の党と山本太郎となかまたち東京都参議院選挙区第１総支部

代表　　山本　太郎殿

登録政治資金監査人　森山 正順 ㊞

登録番号　　第４７２５号

研修終了年月日　平成 26 年 9 月 12 日

1.　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法（以下「法」という）第 19 条の１３第１項の規定に基づき、生活の党と山本太郎となかまたち東京都参議院選挙区第１総支部の平成 27 年に係る法第 12 条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は、生活の党と山本太郎となかまたち東京都参議院選挙区第１総支部の主たる事務所において行った。

2．監査の結果

私の実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第 19 条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第 19 条の 13 第２項２号に規定する事項について、会計帳簿には、

当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた、

（３）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３．業務制限

生活の党と山本太郎となかまたち東京都参議院選挙区第１総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

生活の党と山本太郎となかまたち東京都参議院選挙区第１総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。